# 令和6年度甲種防火管理再講習の案内

十和田地域広域事務組合消防本部

消防法施行規則第2条の3第1項に規定する「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

**1 講習日時** 令和7年2月4日 (火)

9時40分から11時50分まで (死/10時20)開/()

(受付9時20分開始)

**2 講習会場** 十和田消防庁舎 2 階 第 2 会議室

十和田市西二番町7番10号

## 3 講習内容及び日程

講習科目	時間
事務連絡	9:35 ~ 9:40
過去5年間における防火管理に関する法令改正 の概要に関すること	9:40 ~ 10:40
火災事例等の研究に関すること	10:50 ~ 11:50
修了証交付	11:50 ~ 11:55

## 4 受講受付等

- (1) 受付期間 令和7年1月6日(月)~10日(金)
- (2) 申 込 先

	受 付 時 間	受 付 場 所
平日	9:00 ~ 17:00	消防本部予防課

- (3) 受講定員 40名 (定員になり次第、締め切ります)
- (4) 教材費 テキスト代として2,000円
  - ※十和田地域消防安全管理協会が販売しますので、受講申込に必要 事項を記載のうえ、テキスト代を添えて申し込みしてください。

(5) 申込方法 各消防署に備え付け、又はホームページからダウンロードした「甲種防火管理再講習申込書」に必要事項を記入のうえ、現在、修得している防火管理者の修了証の写し(十和田地域広域事務組合消防本部で受講した方は、受講年月日を記入することで修了証の写しは不要)を添付し、消防本部予防課へ申し込みしてください。

ホームページ <a href="http://www.towada-kouiki.jp/syoubou/">http://www.towada-kouiki.jp/syoubou/</a>

# 5 修了証の交付

全課程を修了した者に修了証を交付します。

### 6 受講義務の対象者と受講期限

(1) 受講が必要となる対象者

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物 (特定防火対象物)のうち、収容人員が300人以上の防火対象物で防火管 理者に選任されている方が対象となります。

(2) 受講期限

新たに防火管理者に選任された方で前回の講習から5年を越えている方は1年以内に、それ以外の防火管理者の方は最後の受講した日以降における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講する必要があります。

### 7 その他

- (1) 受講申込後は、テキスト代等の払い戻しはいたしません。
- (2) 講習会場に駐車場はありません。お近くの有料駐車場をご利用ください。
- (3) 講習についての問い合わせは、消防本部予防課(0176-25-4113)へお願いします。

